

平成30年7月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油給湯機付ふろがま2件、ガスカートリッジ1件、
石油ストーブ（開放式）1件） | 4件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちノートパソコン1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち浴槽1件、ライター（ガス注入式）1件） | 2件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800169	平成30年6月18日	平成30年6月28日	石油給湯機付ふろがま	UK-320S6	ネポン株式会社	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品
A201800171	平成30年6月16日	平成30年6月28日	石油給湯機付ふろがま	TBSK-3301M	株式会社INAX(現株式会社LIXIL)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	福島県	製造から20年以上経過した製品 平成30年6月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800172	平成30年6月16日	平成30年6月28日	ガスカートリッジ	IP-500G(イワタニ・プリムス株式会社ブランド)	エヌケイ株式会社(イワタニ・プリムス株式会社ブランド)	火災 軽傷1名	キャンプ場で当該製品を他社製のガストーチに装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A201800175	平成30年6月17日	平成30年6月29日	石油ストーブ(開放式)	RX-299WY	株式会社コロナ	火災 死亡1名 重傷1名 軽傷1名	当該製品及び建物を全焼、3棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が重傷、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800170	平成30年6月21日	平成30年6月28日	ノートパソコン	FMVNS5XER	富士通株式会社(現富士通クライアントコンピューティング株式会社)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800173	平成30年5月16日	平成30年6月28日	浴槽	重傷1名	当該製品で足を滑らせ、転倒し、当該製品が割れ破断面で左膝を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年6月18日
A201800174	平成29年11月30日	平成30年6月28日	ライター(ガス注入式)	火災	車両内で当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年12月15日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ノートパソコン（管理番号:A201800170）

